

都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷
地占用許可準則の特例措置について

各 地 方 整 備 局 長
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
各 都 道 府 県 知 事
横 浜 市 長
大 阪 市 長

） 殿

国 土 交 通 省
河 川 局 長

「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」の河川局長が別途定める要件について

平成 1 6 年 3 月 2 3 日 付 け 国 河 政 第 9 8 号 を も っ て 定 め ら れ、 国 土 交 通 事 務 次 官 か ら 貴 職 あ て に 通 達 さ れ た 「 都 市 及 び 地 域 の 再 生 等 の た め に 利 用 す る 施 設 に 係 る 河 川 敷 地 占 用 許 可 準 則 の 特 例 措 置 に つ い て 」 に お い て 河 川 局 長 が 別 途 定 め る 要 件 に つ い て は、 下 記 の と お り と す る の で 通 知 す る。

な お、 区 域 全 体 の 状 況 が、 今 回 の 特 例 措 置 を 認 め る 上 で 明 ら か に 河 川 敷 地 占 用 許 可 準 則（ 平 成 1 1 年 8 月 5 日 建 設 省 河 政 発 第 6 7 号。 以 下 「 準 則 」 と い う。） 第 八 か ら 第 十 一 ま で の 治 水 上 又 は 利 水 上 の 支 障 を 生 じ ない こと 等 の 基 準 に 照 ら し て 妥 当 な も の で あ っ て、 下 記 要 件 に 該 当 す る も の に 限 り、 社 会 実 験 に 係 る 区 域 と し て 認 め る こと と す る。

記

- 一 河川は公共用物であることから、準則においては、公共性又は公益性を有する者を原則的な占用主体としているところであるが、今般、営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用するに当たっては、地元市町村が、地域住民に対して、当該営業活動を含む河川敷地の利用計画案等を周知し、意見提出の機会を与えた上で、当該利用計画を策定するなどにより、地域の合意が十分に図られていること
- 二 河川敷地利用の公平性を確保する観点から、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において、営業活動を行う事業者等の選定手続きを行うなどの調整を図る仕組みが明らかにされていること
- 三 占用施設の適正な管理が、将来に渡って確実に実施されるように、飲食店、売店、オープンカフェ等の広場、イベント施設と一体をなす工作物については、地元市町村等の公的機関が、占用許可を受け、営業活動を行う事業者等と使用契約を締結することにより当該占用施設を使用させるなどの措置を取ることが確実に確保されること

第三 占用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

(1) ① 次のイ及びロに掲げる施設その他の河川敷地そのものを都市及び地域の再生のために利用する施設

イ 広場

ロ イベント施設

② 次のイからハに掲げる施設その他の都市及び地域の再生のために利用する施設

イ 日よけ

ロ 船上食事施設

ハ 突出看板

(2) (1) ①に掲げる占用施設には、飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設等を、また、準則第七第一項四イの公共的な水上交通のための船着場等の占用施設には、切符売場、案内所等を当該施設と一体をなす工作物として設置することができる。

第四 第三に掲げる占用施設については、河川空間であることを踏まえ、特に景観及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

第五 占用者等が第三(1)①に掲げる占用施設から施設利用料を得る場合、その収入は当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に用いるものとする。

第六 第三に掲げる占用施設に係る占用の許可の期間は、準則の規定にかかわらず、三年以内で当該河川の状況、当該占用の態様等を考慮して適切なものでなければならない。

各 地 方 整 備 局 長
北 海 道 開 発 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
各 都 道 府 県 知 事
横 浜 市 長
大 阪 市 長

） 殿

国 土 交 通 省
河 川 局 長

「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」の河川局長が別途定める要件について

平成 1 6 年 3 月 2 3 日 付 け 国 河 政 第 9 8 号 を も っ て 定 め ら れ、 国 土 交 通 事 務 次 官 か ら 貴 職 あ て に 通 達 さ れ た 「 都 市 及 び 地 域 の 再 生 等 の た め に 利 用 す る 施 設 に 係 る 河 川 敷 地 占 用 許 可 準 則 の 特 例 措 置 に つ い て 」 に お い て 河 川 局 長 が 別 途 定 め る 要 件 に つ い て は、 下 記 の と お り と す る の で 通 知 す る。

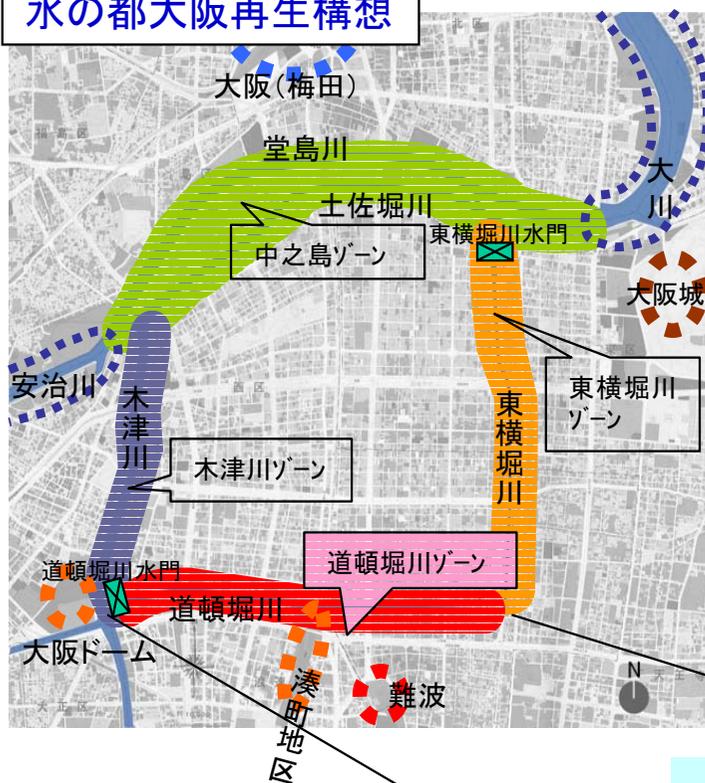
な お、 区 域 全 体 の 状 況 が、 今 回 の 特 例 措 置 を 認 め る 上 で 明 ら か に 河 川 敷 地 占 用 許 可 準 則（ 平 成 1 1 年 8 月 5 日 建 設 省 河 政 発 第 6 7 号。 以 下 「 準 則 」 と い う。） 第 八 か ら 第 十 一 ま で の 治 水 上 又 は 利 水 上 の 支 障 を 生 じ ない こと 等 の 基 準 に 照 ら し て 妥 当 な も の で あ っ て、 下 記 要 件 に 該 当 す る も の に 限 り、 社 会 実 験 に 係 る 区 域 と し て 認 め る こと と す る。

記

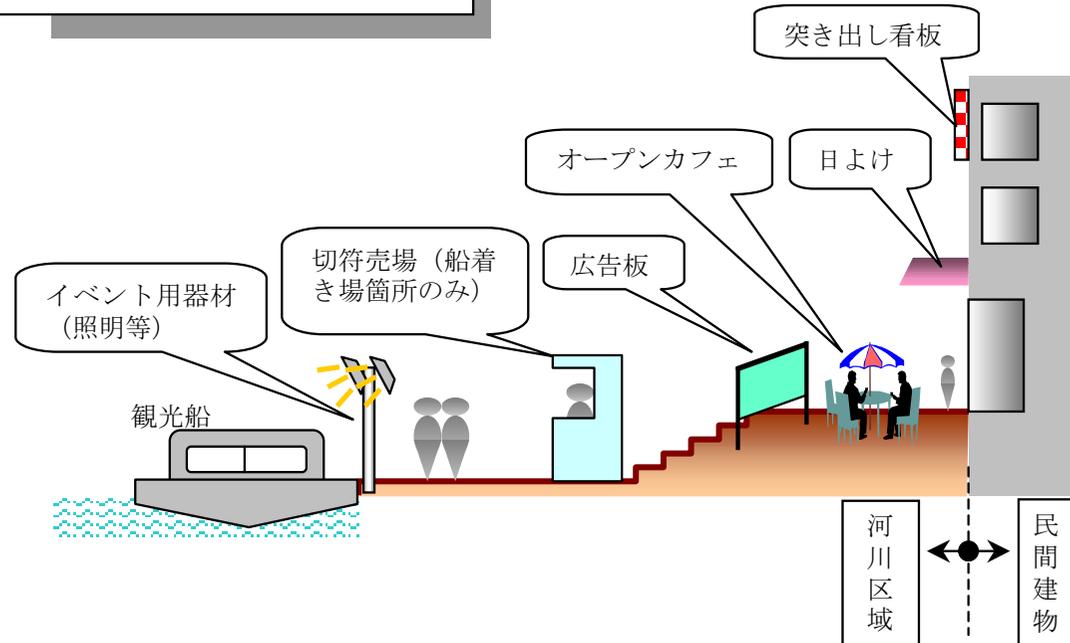
- 一 河川は公共用物であることから、準則においては、公共性又は公益性を有する者を原則的な占用主体としているところであるが、今般、営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用するに当たっては、地元市町村が、地域住民に対して、当該営業活動を含む河川敷地の利用計画案等を周知し、意見提出の機会を与えた上で、当該利用計画を策定するなどにより、地域の合意が十分に図られていること
- 二 河川敷地利用の公平性を確保する観点から、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において、営業活動を行う事業者等の選定手続きを行うなどの調整を図る仕組みが明らかにされていること
- 三 占用施設の適正な管理が、将来に渡って確実に実施されるように、飲食店、売店、オープンカフェ等の広場、イベント施設と一体をなす工作物については、地元市町村等の公的機関が、占用許可を受け、営業活動を行う事業者等と使用契約を締結することにより当該占用施設を使用させるなどの措置を取ることが確実であること

実施地区と実施内容(大阪市)

水の都大阪再生構想



道頓堀川での河川空間利用の一例



戎橋からみた空間利用イメージ(イベント時)



道頓堀川水辺整備事業